

令和元年度第1回 都留市都市計画審議会 会議録

1. 日 時：令和2年2月14日（金）午後2時から午後3時
2. 場 所：都留市消防本部 2階会議室
3. 出席者：山本美正委員・日向美徳委員・志村武彦委員・小俣哲夫委員・
杉山肇委員・水岸富美男委員・平山照仁委員（小林直樹氏代理出席）・内山美恵子委員・三枝泰子委員・小俣政英委員・田中君江委員・幡野美好委員・天野彰子委員・加藤淳子委員・森嶋美子委員・高根葉子委員
4. 欠席者：井上久委員・平井政司委員・天野さやか委員・志村美貴代委員
5. 審議事項：都留都市計画下水道の変更について
6. 報告事項：（1）答申について
（2）次回開催予定について

(進 行)

皆様こんにちは。

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日、進行役を務めさせていただきます、都留市役所建設課長の清水でございます。よろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

また、突然の委員依頼にも関わらず、ご快諾いただきましたこと、重ねてお礼申し上げます。

まず、はじめに、会議に先立ちまして、お願いがございます。携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくか、マナーモード設定のご配慮をお願いいたします。

それでは、お手元の次第に沿って進行させていただきます。

1 委嘱状交付式

(進 行)

まず始めに、都留市都市計画審議会委員の委嘱状交付式を行います。

市長がテーブルをまわり、委嘱状を交付いたしますので、順次ご起立のうえ委嘱状をお受け取りください。

～市長より委員に委嘱状交付～

2 令和元年度第1回都市計画審議会

1. 開 会

(進 行)

引き続き、令和元年度第1回都留市都市計画審議会を開会いたします。

本日、16名の委員にご出席いただいておりますことをご報告申し上げます。

2. 市長あいさつ

(進 行)

まず始めに、堀内市長よりご挨拶申し上げます。

(市 長)

改めまして、皆様こんにちは。

令和元年度第 1 回都留市都市計画審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

また、日頃より市政にご協力いただき深く感謝申し上げます。

さて、本市では第 6 次長期総合計画に掲げる将来像であります「ひと集い 学びあふれる 生涯きらめきのまち つる」の実現に向け、「生涯活躍のまち・つる事業」や「セーフコミュニティ」など様々な事業を展開しております。

その中の施策の一つとして、「快適で機能的なまちづくり」を掲げており、都市計画マスタープランに基づき、各種事業を実施しております。

本市の都市計画は昭和 29 年の都市計画区域の決定に始まり、その後、幾度かの変更及び新規決定を行い現在に至っております。これまでに、都市計画道路として姥沢川通り線など 6 路線、延長約 10 キロメートル、都市公園として都留市総合運動公園、楽山公園など 5 箇所の整備を行ってまいりました。その他、都留文科大学前駅を中心といたしました田原地区土地区画整理事業の完成、市公共下水道事業の推進等、様々な基盤整備事業に取り組んでいるところであります。

また、地域経済の振興には欠かすことのできない幹線道路等交通網の整備としましては、国道 139 号都留バイパスの法能・井倉間が平成 23 年 3 月に開通し、さらには、中央自動車道都留インターチェンジのフルインター化が、平成 23 年 8 月に完成、供用開始されております。

本市の最近のまちづくりとしましては、「生涯活躍のまち・つる」事業において、全国初となりますサービス付き高齢者向け住宅「ゆいま〜る都留」と地域

の交流拠点となる「下谷交流センター」が昨年オープンし、市外からの転入者を含め多くの方が入居するなど、新たなコミュニティが生まれております。今後は、田原地区の都留文科大学周辺において、複合型居住プロジェクトを実施し、生涯にわたってきらめく人生を送ることのできる「まちづくり」を目指して参ります。

さて、本日の審議案件は、本市の下水道区域を変更する案件が1件であります。委員の皆様には、様々な観点からのご審議をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしく願いいたします。

3. 委員紹介

(進 行)

ありがとうございました。

続きまして、次第3、委員の紹介をさせていただきます。委員名簿につきましては、資料の1ページをご覧ください。名簿順に紹介させていただきますので、その場でご起立ください。

～名簿順に出席者の所属・氏名を読み上げ～

(進 行)

ありがとうございました。

なお、本日所要のため欠席された委員をご紹介します。

～名簿順に欠席者の所属・氏名を読み上げ～

4. 事務局紹介

(進 行)

続きまして、次第4、事務局職員の紹介をさせていただきます。

皆様から見て右側から産業建設部長の紫村、建設課長補佐の小林、都市計画

担当の勝俣、田邊でございます。

続いて、下水道事業担当課職員の紹介をさせていただきます。上下水道課長の齊藤、課長補佐の井上、担当の伊藤でございます。

以上となりますが、よろしく願いいたします。

5. 都市計画審議会について

(進 行)

続きまして、次第5、都市計画審議会についてご説明いたします。

右上に資料1と記載されたものの2ページをご覧ください。

まず、第2条の所掌事務につきまして、都市計画法第19条の規定により、都市計画を決定する場合は、市の都市計画審議会の議決を経ることとなっており、本審議会は、市長の諮問に応じ、都市計画の策定及び都市計画事業の実施に関し必要な事項を調査、審議して、意見の答申を行うことと規定されております。

第3条にありますように、本審議会は20名で組織され、任期は委嘱日であり、ます本日から2年となります。

また、第5条にありますように、審議会には会長、及び職務代理者を各1名置くこととなっております。

この審議会の議決方法は、第7条にありますように、会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができず、会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによるとなっております。

以上、都市計画審議会についての説明となります。

6. 会長選出

(進 行)

続きまして、次第6、会長選出でございます。

都留市都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長につきましては学識経験委員の中から委員の選挙によって定めることとなっております。審議会委員名簿により、選出方よろしく願いいたします。

(委 員)

会長につきましては、都留市商工会会長の小俣政英委員を推薦いたします。

(進 行)

只今、委員から小俣政英委員を会長にと発言がありましたが、いかがでしょうか。

『異議なし』の声

(進 行)

異議なしとの声がありましたので、小俣政英委員に会長をお願いいたします。

7. 会長あいさつ

(進 行)

それでは、会長に選出されました小俣政英委員からご挨拶いただきたいと存じます。

(会 長)

大変不慣れで申し訳ありませんが、会長に推薦いただきましたので、ご挨拶させていただきます。

委員の皆様のご協力がなければできないこととございますので、ぜひ皆様の意見を聴いて、頑張って 2 年間務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

8. 職務代理者指名

(進 行)

ありがとうございました。

続きまして、次第 8、職務代理者指名でございます。都留市都市計画審議会条例第 5 条第 3 項により、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委

員が、その職務を代理するとございますので、会長から指名願います。

(会 長)

それでは、職務代理者に都留市自治会連合会 会長の幡野美好様をお願いしたいと思えます。

よろしく願います。

(進 行)

幡野委員、よろしく願います。

9. 都市計画変更案諮問

(進 行)

続きまして、次第9、都市計画変更案諮問に入ります。

堀内市長、小俣会長、前にお願いいたします。

(市 長)

それでは、審議会に対し諮問させていただきます。

「都留都市計画下水道の変更について」都市計画法第19条第1項の規定に基づき、審議会に諮問いたします。

詳細につきましては、後ほど担当職員から説明させますので、よろしく願います。

～諮問文の交付～

(進 行)

誠に申し訳ございませんが、市長は公務がございまして、この場で中座させていただきます。

10. 都留都市計画の概要について

(進 行)

続きまして、次第 10、都留都市計画の概要について、担当の勝俣が説明します。

(事務局)

改めまして皆様、こんにちは。

建設課都市計画担当の勝俣と申します。よろしく申し上げます。

私からは、本市の都市計画について、説明いたします。

すみませんが、着座にて説明させていただきます。

資料 1 の 6 ページをご覧ください。

一人一人が自分の都合だけで建物を建てたりしてしまいますと、道路や公園が少なかったり、閑静な住宅街に工場が建設されたりと、住みづらいまちとなってしまう。住みよいまちを創っていくためには、一定のルールや公共施設の整備の方針などを定めた都市計画が必要となります。

7 ページをご覧ください。

都市計画の構成としましては、将来のまちの姿を示すものとして、都市計画マスタープランがあり、そのマスタープランに基づき、「土地利用規制」、「道路・公園・下水道等の公共施設」の整備、「市街地開発事業」を実施していくこととなります。

本市としましては、平成 16 年 10 月に「都市計画マスタープラン」を策定いたしました。このマスタープランは、将来を見据えた都留市の都市計画に関する基本的な方針を定めたものであり、この計画に沿って、まちづくりを進めてきているところであります。

「土地利用規制」につきましては、土地の使い方や建物の建て方について、用途地域というものを指定し、共通のルールを定めております。

資料の 8 ページをご覧ください。

用途地域とは、都市の将来像を想定した上で、都市内における住居、商業、工業などの用途を適切に区分することにより、良好な都市づくりを図るため、建てられる建物の用途、密度、形などを制限するものであります。

本市においては、市域面積 16,163 ヘクタールの内 5,291 ヘクタールが都市計画区域に、その都市計画区域の内 549 ヘクタールに 8 種類の用途地域が計画決定されており、一定の制限がかかっております。

続いて、9 ページをご覧ください。

「道路・公園・下水道等の公共施設」は、まちの骨格をなす施設であり、「都市施設」と呼ばれております。その中の都市計画道路は、まちの骨組みをなし、交通を支える基本的な施設であり、住区間の円滑な移動、ふれあいや憩いの場、防災空間等の機能を有しております。本市の都市計画道路は、国道 139 号都留バイパス、都留市駅から赤坂交差点を結ぶ姥沢川通り線など 12 路線、全長 22,980 メートルが計画決定されており、この内 6 路線、10,088 メートルが供用開始され、整備率は 43.9 パーセントとなっております。

また、遊びと憩いの場、スポーツ活動、防災避難地等の機能を有する都市計画公園は、「楽山球場」や「やまびこ競技場」などからなる都留市総合運動公園、都留文科大学の横で「桜や紅葉」などが楽しめる楽山公園など 5 箇所、面積で 33.42 ヘクタールが計画決定されており、20.63 ヘクタールが供用開始され、整備率は 61.7 パーセントとなっております。

この他に、下水道、一般廃棄物処理場、火葬場等の施設が計画決定されております。そのうち、今回審議していただきます下水道につきましては、807 ヘクタールが計画決定されており、248.12 ヘクタールが供用開始され、整備率は 30.7 パーセントとなっております。

続きまして、10 ページをご覧ください。

「市街地開発事業」の中に土地区画整理事業がございます。土地区画整理事業とは、道路や水路などの公共施設の整備及び宅地の利用増進を図るため、面的な土地の整備を行うものでありまして、本市においては平成 18 年に完成いたしました、都留文科大学前駅周辺の田原地区土地区画整理事業がございます。また、現在、井倉地区において、約 10 ヘクタールの土地区画整理事業を行っているところでございます。

なお、資料の 4 から 5 ページにかけて、本市の都市計画の概要を添付しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、都市計画の概要についての説明となります。

(進 行)

只今の説明について質問等ございましたらお願いいたします。

(委 員)

資料1の5ページの9番で第一種住居地域、第二種住居地域につきまして、8ページで説明書きがありますが、委員の皆さんは詳しくないと思いますので、もう少し説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

用途地域についての説明となると思いますが、用途地域は一般住宅など住居を専用とする地域、商店街など商業ができる地域、工場など工業ができる地域の何種類かに分かれております。

8ページの右側の図をご覧ください。

住居系の地域は1,2段目及び3段目の左側のものとなります。3段目の中央及び右側のものが商業系の地域、4段目が工業系の地域となります。

本市においては、この用途地域が全てあるわけではなく、8種類の地域を定めており、その用途地域に基づき、建物の制限等がかかっております。

(委 員)

そうすると、5ページの9番、井倉みとふし地区は住居系となり、田原地区はホテルや店舗も建てられ、井倉第二地区は工場も建てられるという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

田原地区と井倉第二地区で違う点は、井倉第二地区では工場が建てられるところ、また、住居系の第一種住居地域と第二種住居地域の違いは、ホテルや店舗の建てられる規模が違い、井倉第二地区の第一種住居地域の方が3,000平方メートル

一トール以下と厳しい制限がかかっております。田原地区の第二種住居地域については、もう少し大きい規模でも建てられるものとなっております。同じ住居系の用途地域においても、建てられる建物の規模等が異なっております。

(委員)

ありがとうございます。

2つ目ですが、資料4の4番、都市計画道路のNo6 四日市場古川渡線につきまして、私が昔聞いた話では、県道に移管すると聞いたことがありますが、その話はどのように進んでいるか教えてください。

(事務局)

四日市場古川渡線につきましては、都留第二中学校の前の道路となりまして、整備が全て完了しているわけではございません。また、県道移管の話は聞いたことがございません。

(委員)

この場に県議もおられますが、市から県に移管されれば市の管理費が削減されますので、これから県に要望していつてもらいたいと思います。以上です。

11. 議事

1. 審議事項：都留都市計画下水道の変更について

(進行)

次第11に進みますが、これから先の議事進行は、審議会条例第7条第1項により、会長が議長となり進めていただきたいと思います。

小俣会長お願いいたします。

(議長)

それでは、議事に入りたいと思いますので、皆様の貴重なご意見等をお伺いできればと思います。

先ほど市長から諮問がありました案件の審議に入ります。「都留都市計画下水道の変更」の内容について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

本件につきましては、下水道事業担当課である上下水道課から説明いたします。

(上下水道課)

上下水道課長の齊藤です。よろしくお願いいたします。

まず、下水道の全体計画区域の概要について説明いたします。

別紙2の4ページをお願いいたします。

今回の下水道全体計画区域の変更の理由ですが、本市の公共下水道は、平成3年度に1,140ヘクタールを対象に全体計画を策定し、平成5年度に都市計画区域826ヘクタールの計画決定を行い、同年度より桂川流域下水道関連都留市公共下水道として事業に着手いたしました。その後、平成12年度には、全体計画区域を都市計画区域外の242.4ヘクタールを削除し、897.6ヘクタールに見直し、平成21年度には、都市計画区域内を826ヘクタールから807ヘクタールに変更しております。

その後、社会経済情勢の変化に伴いまして、上位計画である県の桂川流域下水道全体計画が全面的に見直され、コスト縮減や他事業との連携等の観点から処理区域を大幅に縮小する計画となったことにより、都留都市計画下水道につきましても、上位計画と整合を図るため今回見直しを行うものでございます。

これに合わせまして、道の駅つるなどの区域外流入を行っている部分につきましては、公共施設の立地による事業認可等を取得するため区域に取り込むこととしまして、トータル的には都留都市計画下水道区域を807ヘクタールから554ヘクタールに縮小しまして、事業費の抑制と事業の早期概成を計るものでございます。

また、下水管渠の位置付けとして、100ヘクタール以上の面積を集水する主要な管渠が全体計画の縮小見直しにより、集水面積が100ヘクタール未満となる

ことから、主要な下水管渠の位置付けから削除するものでございます。

資料の3ページをお願いいたします。

只今、説明いたしました通り、都留都市計画下水道の変更、都留市決定につきまして、「2排水区域」と「3下水管渠」を変更いたします。

資料5ページの新旧対照表をご覧ください。

排水区域については、面積を約807ヘクタールから253ヘクタールを減じまして、約554ヘクタールに変更いたします。

また、下水管渠につきましては、100ヘクタール以上を集水する主要な下水管渠でありまして、これまで、菅野川幹線の四日市場字走落から字杉ノ下まで約200メートルについて計画決定しておりましたが、計画区域面積の減少により集水区域が100ヘクタール未満となることから、該当なしに変更するものであります。

以上が、全体計画区域の変更の概要となりますが、この後、下水道管理担当の井上補佐より、都市計画の変更決定までの手続きや下水道計画区域から削除する区域の詳細について説明いたします。

それでは、都市計画審議会までの手続きについてご説明いたします。

資料3の1ページの市町村決定の都市計画手続きのフローをご覧ください。

原案たたき台の作成を平成30年度から行い、令和元年10月23日に山梨県都市計画課へ事前相談を行いました。令和元年11月21日、県に協議の申し出を行い、同月24日、26日にまちづくり交流センターにて住民説明会を行いました。出席者は、2回の説明会で合計31名出席していただきました。質問等は後程ご説明いたします。

その後、原案の縦覧期間を2週間設け、12月19日に公聴会の予定でございましたが、公述申出書の提出はございませんでしたので、中止といたしました。

12月24日に県より同意回答を受け、令和2年1月16日から29日までの2週間、都市計画案の縦覧を行いました。縦覧者1名で意見書の提出はございませんでした。

そして、本日2月14日に都留市都市計画審議会を経て、都市計画を決定する

運びとなっております。

続いて、削除する区域の考え方でございますが、資料 3 の 4 ページから 5 ページにかけてご覧ください。

都留市の住宅地を 27 ブロックに分け、個別・合併浄化槽か集合・下水道のどちらが経済的か地区ごとに判定いたしました。

下水道の整備費については、投入点からの距離や圧送管の有無、将来の区域人口を考慮し比較をしております。

別紙 2 の 8 ページの図面をご覧ください。

こちらの図面のオレンジ色の囲いの中が下水道を行っていく区域で、緑色の縁取りで黄色く塗ってあるところが、今回削除する箇所となっております。桂川流域下水道幹線が図面左から、2 重線が国道、国道バイパスを通過後、上谷地区で国道から中央道側道に入り、禾生駅から国道に戻り大月市まで伸びております。下水道投入点がこの幹線上に点在しており、また、国道沿いは人口が集中しているため削除区域はございません。

削除する区域の詳細をご説明させていただきます。

図面の左側から桂町、上夏狩、下夏狩、十日市場の中央自動車道北側の 35.4 ヘクタールの減少となります。川棚と記載された部分は早馬町の一部、川棚の全部、旭ヶ丘の全部の 7.7 ヘクタールの減少でございます。続きまして、川茂の一部で 10.3 ヘクタールの減少でございます。続きまして、小形山の中央道西側の 4.1 ヘクタールの減少でございます。田野倉につきましては、浄水場と札金橋北東側の一部で 0.8 ヘクタールの減少でございます。続きまして、与縄は 21 ヘクタールの減少でございます。三吉地区につきましては、姥沢の一部、サントウン玉川、中野団地、宮原、玉川、引の田、下戸沢、上戸沢、法能、住吉町、日の出町、熊井戸、熊井戸団地の 134.5 ヘクタール、小野、熊井戸と記載された部分につきましては、緑町、下小野、権現原、西海戸、中小野、上小野、大津の開地地区全部の 39.3 ヘクタールの減少でございます。

続きまして、資料 3 の 3 ページをご覧ください。

昨年 11 月 24 日、26 日の住民説明会での質疑の主なものについて説明いたします。

「これからの下水道工事にかかる費用及び期間は」との質問がございました。現在、84億円をかけ248ヘクタールと約45パーセントを整備しておりますが、残りの部分は約110億円かかります。事業費は現状の年間2億円と仮定した場合、約50年かかる予定でございます。

続きまして、「計画の縮小は都留市のみか」との質問がございました。都留市は概ね67パーセントへ削減しており、他市町村も同程度削減しております。

続きまして、「計画範囲が100パーセントから60パーセントになったことで使用量収入が落ち込むが、対策はあるのか」との質問がございました。削減による変化は、全体計画区域が完成する約50年後まで影響はございません。使用料収入につきましては、収入を増やすために接続率を高めることが対策になると回答しております。

説明は以上となります。

(会 長)

説明ありがとうございました。

只今の説明について、ご意見ご質問等ございましたらお願いします。

(委 員)

夏狩、十日市場地区の一部を下水道区域から外すと説明がありましたが、名水の保護の観点はどのように考えておりますか。

(上下水道課)

この箇所への下水道設置は、湧水対策やポンプアップ、岩盤掘削など非常にコストがかかります。コストの他に湧水地区に下水道を設置した場合、道路を2、3メートル帯状に掘っていくのですが、これがみず道となり、現在湧出している水が枯渇する恐れがございます。その湧水の一部は下水道管に侵入し、処理のための料金が請求できない不明水となり、維持管理コストも増加することとなります。

また、湧水量が非常に多い場合は、液状化現象防止のセメント安定処理等を

行うのですが、この処理が、地下水をせき止める形となり、予期せぬ所に水が湧き出したり、今まで水が流れていた所に水が流れなくなり地盤沈下が発生する恐れもございますので、区域から除外することといたしました。

(委員)

只今のご説明ですと、リスクも大きいしコストもかかる。実際にそういうことが考えられると思います。しかし、平成の名水百選である十日市場・夏狩湧水群は、市の観光戦略で位置付けされたものでありますので、合併浄化槽で処理したとしても完全にきれいな水ではないため、財産を守る観点で言うと、リスクやコストを上回るものだと考えられますが、どのように考えておりますか。

(上下水道課)

本計画は、県が昨年度に定めた上位計画であります桂川流域下水道全体計画に基づき定めておりまして、今回も検討したところでありますが、この地域を下水道区域にするのは非常に難しいと考えております。

(委員)

昨年策定したばかりの県の上位計画を上回ることはできないと思いますが、次回の見直し時に検討する考えはございますか。

(上下水道課)

夏狩、十日市場地区もですが、この他、例えば三吉地区などにつきましても、将来的に大きく情勢が変化することも考えられますので、概ね10年後の次回の見直しの際には、各地域の情勢や住民からの要望も踏まえる中で、検討を進めていきたいと考えております。

(委員)

ぜひ、次回検討いただきますようお願いいたします。

(委員)

現在、下水道整備率が30.7パーセント程度だと理解しておりますが、その中で下水道に接続している割合はどのくらいでしょうか。

(上下水道課)

接続率は約60パーセントとなります。

(委員)

あと20、30パーセント接続していただけると事業として推進できるものになると思いますので、ぜひ、接続率を上げていただきたいと思います。また、工場誘致などの際に下水道を整備することは考えられますか。

(上下水道課)

各地区の情勢を見ながら検討していきたいと考えております。また、その他にも区域外流入することもできますので、誘致がある所につきましては検討していきたいと考えております。

(委員)

私が小さい頃は、水がきれいで川遊びをしたことを覚えております。しかし、今はそれができなくなってしまっておりますので、きれいな水を守る点から、また、委員の言う通り十日市場・夏狩湧水群の名水を守るためにも、ぜひ、検討をお願いいたします。

(委員)

先ほど、委員からありました十日市場・夏狩湧水群のこともう少しお話を伺いたいと思います。私は具体的な工事のことは存じあげませんが、下水道管を埋設する際、どのくらいの溝を掘るのでしょうか。

(上下水道課)

場所にもよりますが、概ね幅1メートル、深さ2、3メートルの溝を掘ることとなります。

(委員)

先ほどの説明の中で、湧水のみず道となって抜けてしまうのではないかと。また、液状化する可能性があるのではないかとということでしたが、どのように液状化すると考えていらっしゃるのでしょうか。

(上下水道課)

液状化は地下水位に関連するものであります。夏狩では道路を30センチメートル程度掘っただけで水が湧き出てくる場所がございます。下水道管理設時に管の回りを砂で保護し、その上を砕石で埋め戻しますが、地震の際、中が空洞となっており比重の軽い管やマンホールが浮上したりする液状化現象がございます。

また、今まで湧水の通り道だったところを掘ってしまうと、掘った部分に水が流れていってしまいます。そのため、今出ているところに水が出なくなったり、予期せぬ所に水が湧き出たりする可能性があります。

これらの対策に費用をかければできないことはありませんが、コストが非常にかかるため、この地区を除外しております。

ただし、先ほどもご意見がありました通り、今後は、湧水群の保全の観点から、先進地の事例などを研究し、整備手法などを検討していきたいと考えております。

(委員)

埋め戻した砂の部分で液状化が起きるということでよろしいでしょうか。

(上下水道課)

はい。

(委員)

その工法しかないのであれば仕方がないことかもしれませんが、この地区の水は都留市の上水道の水源にもなっておりますし、この地区の地下水の流速は非常に速いものでありますので、一度汚水などで汚染されると一気に広がってしまいます。そのため、そういうところを十分留意されて対策することをお勧めします。

私は、この地区で水文地質の研究をしております。現状では、水質汚染の基準を超えるようなものではありませんが、リン酸や硝酸が多少出てきていることを考えても周囲の方々の生活排水が混じっていることが考えられますので、しっかりした対策ができればなと思っております。

(会長)

ありがとうございました。

その他何かございますか。

無いようですが、この点につきまして、下水道整備ができないのであれば用水と排水用に水路を分ける。また、湧水の多い忍野村で下水道整備をしておりますので、費用をかければできるものであります。忍野村は観光地のため費用が捻出できたと思いますが、本市でも収入源を見つけてもらって検討していただきたいというようなことを付帯事項とし、案に賛成することでいかがでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

～全委員挙手～

(会長)

賛成いただいたということで、そのように致します。

2. 報告事項

(会長)

報告事項について、事務局から説明を求めます。

(事務局)

一つ目の報告事項であります答申につきまして、本日審議いただきました件につきまして、後日、市長へ答申することとなります。答申につきましては、委員全員ではなく、会長から市長へ答申したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(会 長)

付帯事項については、確認させていただきたいと思います。

(事務局)

二つ目の報告事項であります次回開催予定でございますが、来年度に景観計画の策定についてご審議していただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

3. その他

(会 長)

事務局より何かございますか。

(事務局)

本日、ご審議いただきました内容を会議録として市ホームページに掲載し、公表させていただきたいと考えております。

なお、公表にあたり委員名簿は掲載するものとし、意見等発言者の名前は付さないものといたします。

掲載について、ご理解くださいますようお願いいたします。

(会 長)

委員の皆様から何かございますか。

無いようですので、以上をもちまして議事を終了させていただきます。ありがとうございました。

(進 行)

小俣会長におかれましては、議長を務めていただき誠にありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、長時間にわたり、ご審議いただきありがとうございました。

以上で令和元年度第1回都留市都市計画審議会を閉会いたします。